

宇都宮市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する条例制定の請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、その旨を告示する。

平成26年1月15日

宇都宮市長 佐藤 栄一

1 受理年月日

平成26年1月15日

2 請求代表者の住所及び氏名

宇都宮市戸祭2丁目9番12号 上田 憲一

宇都宮市西原町602番地16 曾我 昌平

3 請求の要旨

宇都宮市が導入を予定している新交通システムLRT（次世代型路面電車システム）については、約380億円と試算される莫大な事業費が必要とされるものであり、導入後の採算性においても疑問の声が多数寄せられており、住民間でその賛否が二分しているにもかかわらず、市は独自の判断により導入に向けての準備を着々と進めています。

このように、反対派や慎重派の意見を一方的に退け、事業決定可否の選択権を市民に与えることなく、軌道エリア内に市街化調整区域の規制緩和方針や沿線の土地利用計画の方向性も提示しないままに「とにかく導入に理解を！」というやり方は、市民協働のまちづくりに逆行するものであり、民意を無視した行政主導型のまちづくり手法といえるものではないでしょうか。

LRTのように多額の血税を必要とする政策を実行するか否かの判断については、少なくとも市政の主権者たる市民に、その選択権が与えられるべきものであると私たちは思います。

なぜなら、過去の民意なき政策が、どれだけこの日本に「負の遺産」をもたらし続けたか、私たちは歴史と経験から学んでいるからです。

行政や首長個人にいかなる理由や思いがあろうとも、市民コンセンサス（合意形成）

の存在しない都市デザインは絶対に避けなければなりません。

この点を私たちは強く認識し、地方自治法並びに宇都宮市自治基本条例の規定に基づく住民投票条例の制定を実現させたうえで、L R T導入に関しての公正な判断を、賛成者、反対者を問わず、全市民に委ねるべく直接請求権の行使に向けて、ここに署名活動を展開するものです。